平成29年12月5日 原子力安全対策課 (29-21) <15時00分資料配付>

「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定および 「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書」の締結について

本日、下記のとおり、「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定を行うとともに、新たに「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書」を締結しましたので、お知らせします。

記

- 1 「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定
 - (1) 締結者

甲:福井県・敦賀市 乙:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ)

- (2) 改定内容 添付資料1のとおり
- 2 「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書」の締結
 - (1) 締結者

甲:福井県・敦賀市 乙:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (高速増殖原型炉もんじゅ)

(2) 締結内容 添付資料2のとおり

問い合わせ先

福井県原子力安全対策課(担当:西岡、内園)

直通:0776-20-0315(内線:2360)

「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

_は内容を変更した箇所

		7谷を変更	
旧 (平成17年5月16日改定)	新 (平成 29 年 12 月 5 日改定)	備	考
福井県および敦賀市(以下「甲」という。)と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「乙」という。)とは、乙の高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の設置および保守運営に伴う周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。	福井県および敦賀市(以下「甲」という。)と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「乙」という。)とは、乙の高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の保守運営および廃止措置に伴う周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。	・「設置」を 「廃止! 追記	♪削除し、 惜置」を
(「甲」の解釈と運用) 第1条 甲である福井県および敦賀 市は、協議の上、一体となって本協 定の運用にあたるものとする。	(「甲」の解釈と運用) 第1条(変更なし)		
(関係諸法令等の遵守等) 第2条 乙は、もんじゅの <u>建設および</u> <u>保守運営</u> に当たっては、周辺環境お よびもんじゅ従事者の安全確保等 のため、万全の措置を講じなければ ならない。 2 乙は、関係諸法令等を遵守すると ともに、この協定を誠実に履行しな ければならない。	(関係諸法令等の遵守等) 第2条 乙は、もんじゅの保守運営お よび廃止措置に当たっては、周辺環 境およびもんじゅ従事者の安全確 保等のため、万全の措置を講じなけ ればならない。 2 (変更なし)	・「建設」を 「廃止 追記	対除し、苦置」を
3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1)安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む。)の展開 (2)新技術の開発および導入ならびに施設の改善 (3)教育訓練の充実 (4)高経年化対策の充実および強化 (5)請負事業者およびメーカその他の関連事業者との技術情報の共有 (6)もんじゅ従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被出低減 (7)原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実	3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1)安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む。)の展開 (2)新技術の開発および導入ならびに施設の改善 (3)教育訓練の充実 (4)請負事業者およびメーカその他の関連事業者との技術情報の共有 (5)もんじゅ従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の放出低減(6)原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実	・運転に を削除	系る事項

	英 (亚라 00 左 10 日 5 日 北京)	/# 1 2.
(8)環境保全対策	新 (平成 29 年 12 月 5 日改定) (7)環境保全対策	備考
(計画に対する事前了解) 第3条 乙は、もんじゅの新増設に伴 う土地の利用計画、冷却水の取排水 計画および建設計画について、事前	(計画に対する事前了解)	・新増設計画に係 る事前了解を削 除
に甲の了解を得なければならない。 2 乙は、原子炉施設に重要な変更を 行おうとするときは、事前に甲の了 解を得なければならない。	第3条 乙は、原子炉施設に重要な変 更を行おうとするときは、事前に甲 の了解を得なければならない。	
	(廃止措置計画の事前連絡) 第3条の2 乙は、もんじゅの廃止措 置を講じようとするときは、甲に対 し、当該廃止措置に関する計画につ いて、事前に連絡しなければならな い。	・「廃止措置計画の 事前連絡」を追 加
(請負事業者の指導監督等) 第4条 乙は、請負事業者が行う教育 訓練、放射線管理、品質保証活動、 作業管理等について、請負事業者に 対する指導および監督の徹底を図 るとともに、請負事業者との的確な 協力体制の構築を図らなければな らない。	(請負事業者の指導監督等) 第4条(変更なし)	
(輸送計画の事前連絡) 第5条 乙は、甲に対し、新燃料、使 用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計 画について、事前に連絡しなければ ならない。	(輸送計画の事前連絡) 第5条(変更なし)	
(平常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる 事項について、定期的にまたはその 都度、遅滞なく連絡しなければなら ない。 (1) もんじゅ建設工事の進捗状況	(平常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる 事項について、定期的にまたはその 都度、遅滞なく連絡しなければなら ない。	
(2) もんじゅの保守運営 (試験運転を含む。)の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況	(1) もんじゅの保守運営の状況(2) 環境放射能測定調査の状況(3) 冷却排水調査の状況(4) もんじゅの廃止措置の状況	・建設、試運転に 係る連絡を削除 ・「廃止措置の状 況」に係る連絡 の追加

田 (平成17年5月16日改定) 類 (学成27年12月5日改定) 領 考 (現常時における連絡) 第7条 こは、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直に連絡しなければならない。(1)非常事態が発生したとき。(2)工学的安全施設が動作したとき。。(3)不測の事態により、放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。(4)計画外に原子炉もしく口発電を停止したとき。(6)もんじゅに放降が発生したとき。(6)もんじゅに放降が発生したとき。(6)もんじゅが難せか悪生したとき。(7)もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。(6)もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。(7)もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。(9)放射性物質は大は大き、(2)放射性物質は大は大きに定める線量当量限度と超えたとき。(10)前号の線量当量限度以下の被ばくが法令に定める線量当量限度と超えたとき。(10)前号の線量当量限度以下の被ばくが法令に定める線量当量限度以下の被ばくが法令に定める線量当量限度以下の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。(10)前号の線量当量限度を超えたとき。(11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。(12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。(13)もんじゅの周辺環境に実常が発生したとき。(14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に実常が発生したとき。(13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。(13)もんじゅの個辺環境に関土単位ととき。(13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの保守遺営に関し果性を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。2 変更なし 3 (変更なし) 3 第1項の規定に使うものとする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に使うものとする。2 変更なし 3 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし)			/++· -+v
第7条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)工学的女全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが満皮したとき。 (4)計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき。 (4)計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき。 (5)もんじゆに政確が発生したとき。 (6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが濁洩したとき。 (6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが濁洩したとき。 (6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが濁洩したとき。 (6)カトリウムが濁洩したとき。 (6)カトリウムが濁洩したとき。 (6)かけい身が変をしたとき。 (8)放射性物質またはナトリウムの輸法中に対なが発生したとき。 (9)放射線素務従事者またはその他の者が成ばくが法令に定める線量当量限度と関さたとき。 (10)前号の縁番当量限度以下の被ばくだったである。 第当量限度を超えたとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)おんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅで無多の安全を確除するとかできる。 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅで無多の安全を確除するとかできる。 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅび事者の安全を確除するため変があるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に周、報告を求め、またはもんじゅな変があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関、報告を求め、またはもんじゅな変があると認めるときな、乙に対してもんじゅなの保守運営おど廃止が重なが表が表もとずらを表と、これ、前項の立人調査等に協力しなければならない。 3 第1項の現でにより立人調査をするこれ、これが発出を関し報告を求め、またはもんじゅなの保守運営おど廃止が重なが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	旧(平成17年5月16日改定)	新(平成29年12月5日改定)	備考
いずれかに該当するときは、その旨を直らに連絡しなければならない。 (1) 非常・解除が発生したとき。 (2) 工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不剛の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉上して性発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5) もんじゅに敵障が発生したとき。 (6) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。 (6) ナトリウムが漏洩したとき。 (6) ナトリウムが漏洩したとき。 (7) もんじゅを戦声が発生したとき。 (9) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射性物質の線量当量限度を超えたとき。 (9) 放射性物質素をはたその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10) 前手の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの同辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの同辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの同辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの岸辺環境によりでもの間辺環境によりでもの間辺環境によりでものといの場では対しているの場で運営に関し報告を求め、またはもんじゆに立入調査等を発生したとき。 (13) その他国に報告があると認めるときはんじゆできる。 2 (変更なし) なければならない。 (13) を対しに報告を求め、たいの場では関し報告を求め、またはもんじゆに立入調査することができる。 2 (変更なし) なければならない。 (2) 原外は関連ないのは関境によりに対しないのは関境を対したとき。 (12) たいの場で発生したとき。 (13) を対しているに対しないのが発生したとき。 (14) もんじゅい数様に表すにより、(15) を対しないが発生したとき。 (15) たいのの場で発生したとき。 (15) たいののの機関では、(15) を対しないが発生したとき。 (15) たいののの機関では、(15) を対しないが発生したとき。 (15) たいののののは関境を対しないが発生したとき。 (15) たいののののは関境を対しないが発生したとき。 (15) が発生したとき。 (15) たいのののが発生したとき。 (15) たいののののではないののではないのが発生したとき。 (15) たいののののではないではないを対しないののののではないを対しないののののではないではないないののののではないではないではないのののののではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
を直ちに連絡しなければならない。 (1)非常事態が発生したとき。 (2)工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質にまって汚染されたものが漏洩したとき。 (4)計画外に原子炉もしくは発産を停止したとき。 (5)もんじゅに故障が発生したとき。 (6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (7)もんじゅな難か内において火災が発生したとき。 (6)カトリウムを保有する系統設備からナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (7)もんじゅな難が発生したとき。 (9)放射維素管後事者またはその他の者の被はが活を主たたとのの者の数はがはが法たに定める線量当量限度と関すったとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の密取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)をの他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの同辺環境に表にとさきは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅのに立人調査することができる。 2 (変更なし) なければならない。 3 第1項の規定により、数科性物質により、数射性物質の密取または所在不明が生じたとき。 (13)を心他国に報告する事項 (立人調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に表に関し報告を求め、またはもんじゅに立人調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし)			
(1)非常事態が発生したとき。 (2)工学的安全施設が動作したとき。 (3)不測の事態により、放射性物質またに技験性物質によって汚染まれたものが漏洩したとき。 (4)計画外に原工炉もしくは整電を停止したとき。(5)もんじゆに故障が発生したときき。 (5)もんじゆに故障が発生したときき。(6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。(6)ナトリウムが漏洩したとき。(6)ナトリウムが漏洩したとき。(7)もんじゅ 敷地内において火災が発生したとき。(8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。(9) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。(9) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。(10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。(10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。(11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。(12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。(13)もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(12)もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの開辺環境に異常が発生したとき。(12)もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(13)を他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(12)もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(13)を他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゆの周辺環境に異常が発生したとき。(13)を他国に報告する事項 (立入調査等) 第1を理解を表現している。(2) 表現は計画に関し報告を求め、またはもんじゅにする事項 (立入調査等) 第2を理解を表現したとき。(2) 表現は対域を表現したとき。(2) 表現は対域を表現したとき。(3) 表現は対域を表現に表現したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(4) もんじゅ、変化にとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が発生したとき。(3) が対域を表現に表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表			
(2) 工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不測の事態により、放射性物質 または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉もしては発電を			
き。 (3)不測の事態により、放射性物質 または放射性物質によって汚染 されたものが漏洩したとき。 (4)計画がに原子炉もしくは発電を 停止したとき、または不測の事態 により出力が変動したとき。 (5)サトリウムが漏洩したとき。 (6)サトリウムが漏洩したとき。 (7)もんじゅに故障が発生したとき。 (6)サトリウムが漏洩したとき。 (7)もんじゅが整生したとき。 (8)放射性物質またはナトリウムの 輸送中に事故が発生したとき。 (9)放射線業務従事者またはその他 の者の被ばくが法令に定める線 量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被 ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障 害が発生したとき。 (11)原子炉施設等において人に障 害が発生したとき。 (11)原子炉施設等において人に障 害が発生したとき。 (11)加手物質の変取または所在 不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が 発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に表情が 発生したとき。 (11)をの他国に報告する事項 (立入調査することができる。 2 乙は、前項の対定により立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査等に協力しなければならない。 3 (変更なし) 3 (変更なし)			
(3)不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4)計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5) もんじゅに故障が発生したとき。(6) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。(7) もんじゅ数地内において火災が発生したとき。(8) 放射(性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。(9) 放射線業務(徒事者またはその他の者の被ぼくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。(10) 前号の線量当量限度以下の被ぼくであっても特別の措置を行ったとき。(11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。(12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。(12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。(12) 加入間違症に関しるのとでは、こに対してもんじゅの周辺環境またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し場合を求め、またはもんじゅです入調査等)第8条 甲は、もんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅの保守運営は、こに対してもんじゅに中入調査することができる。2 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし)			
または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉としくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏波したとき。 (6) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏波したとき。 (7) もんじゅ数地内において火災が発生したとき。 (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ぼくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10) 前分の線量当量限度以下の被ぼくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの開辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの開辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 単は、もんじゅの開辺環境またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの中運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 第1項の規定によりな人間を対していたの保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし)		_	
 されたものが漏洩したとき。 (4)計画がに原子炉もしくは養電を			
(4)計画外に原子炉もしくは発電を 停止したとき、または不測の事態 により出力が変動したとき。 (5) もんじゅに放降が発生したとき。 (6) ナトリウムを保有する系統設備 からナトリウムを保有する系統設備 からナトリウムを保有する系統設備 からナトリウムを保有する系統設備 からナトリウムが漏洩したとき。 (7) もんじゅ敷地内において火災が 発生したとき。 (8) 放射線業務従事者またはその他 の者の被ばくが法令に定める線 量当量限度を超えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被 ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障 書が発生したとき。 (11) 原子炉施設等において人に障 書が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在 不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が 発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅび事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2			
 正より出力が変動したとき。 (5)もんじゅに故障が発生したとき。 (6)ナトリウムが漏洩したとき。 (7)もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8)放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9)放射線業務従事者またはその他の者の被ば、が法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査等を追したとき。 (12) た対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす 	-		・運転に係る連絡
(5) もんじゅに故障が発生したとき。 (6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。 (7) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度と超えたとき。 (10) 前子の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 (13) その他国に報告するとされてもんじゅに立入調査することができる。 (14) を明確の対してもんじゅに立入調査することができる。 (15) もんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに立入調査することができる。 (2) 変更なし) (2) もんじゅに対験が発生したとき。(3) 放射は教養の後輩としたとき。(11) 放射性物質を定えたとき。(12) 放射性物質の盗取または方に対してもんじゅの周辺環境またはもんじゅに対してもんじゅでするとでは、これが対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに立入調査することができる。(2) 変更なし) (立入調査することは、近に対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに対してもんじゅに立入調査することができる。(2) 変更なし) (2) もんじゅに対験が発生したとき。(13) を対しが対象としたとき。(13) を対しが対象を進したとき。(13) を対しが対象とされているである。(13) を対しが対象を表したとき。(14) を対しているでは対しなが変化が発生したとき。(15) かに対しなが発生したとき。(15) かに対しなが変に対しないが発生したとき。(15) かに対しているでは対しなが発生したとき。(17) 放射性物質の盗取または方にであるな数を対しないのが発生したとき。(11) 放射性物質の盗取または方に対しないが発生したとき。(12) 放射性物質の盗取または方に対しないが発生したとき。(13) を対しないが発生したとき。(13) を対しないが発生したとき。(13) を対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対したとき、(13) をはいのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対	停止したとき、または不測の事態		を削除
** (6) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。 (7) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度と超えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅに変があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保の規程に従うものとす (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムの機能力にとき。 (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 前号の線置を超えたとき。 (9) 前号の線量に単数でを超えたとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等により、の間辺環境を行ったとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (11) 原子炉施設である線量当量限度以下の被ばくが法令に定める線量当量限度と配えたとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設をある線量は関連を超えたとき。 (11) 原子炉施設等によいて人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設である線量が発生したとき。 (11) 原子炉線では大きのに変しる線量は関連を超えたとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設で表したとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設である線量・単度度を超えたとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉線であるときのはできるのはではないでは、大きのに変しまたとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等に対して人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等に対して人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等に対して人に障害が発生したとき。 (11) 原子炉施設等に対して人に障害が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの調の発生が変に対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのには、などのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのに対しているのは、大きのは、大きのは、大きのに対しているのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大き	により出力が変動したとき。		
(6)ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。 (7)もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8)放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9)放射線業務従事者またはその他の者の被ぼくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ぼくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅに立入調査することができる。 (14)をの他国に報告する事項 (立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす	<u>(5)</u> もんじゅに故障が発生したと	<u>(4)</u> もんじゅに故障が発生したと	
一からナトリウムが漏洩したとき。 (7) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被ぼくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅび保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保の規程に従うものとす	き。	き。	
(①)もんじゅ敷地内において火災が 発生したとき。 (②)放射維物質またはナトリウムの 輸送中に事故が発生したとき。 (③)放射線業務従事者またはその他 の者の被ばくが法令に定める線 量当量限度を超えたとき。 (①)前号の線量当量限度以下の被ば ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号の線量当量限度以下の被ば ばであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号の線量当量限度以下の被ば ばであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号の線量当量限度以下の被ば くであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号の線量当量限度以下ので被ば くであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号の線量当量限度以下の被ば くであっても特別の措置を行ったとき。 (①)前号が線量等において人に障害が発生したとき。 (①)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (①)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (①)加入が上とさ。 (①)加入が上とさとき。 (①)加入が上とさ。 (①)加入が上とさ。 (①)加入が上とさとき。 (①)加入が上とさ。 (①)加入が上とさ。 (②) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (②) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (②) もんじゅの周辺環境またはもんじゅび事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす			
 発生したとき。 (3) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはりでもんじゅの原ご環境に異常が発生したとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはりに破しまするを認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の型及により立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす (変更なし) (変更なし)	-	-	
(8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境に関しを含さを確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 ては、前項の立入調査等に協力しなければならない。3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす			
輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度と至えたとき。 (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2			
(②)放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境まで、たとも、(13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境まで、発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅば事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、こに対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす			
■ の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす			
量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2		 	
(10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす (10)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12)もんじゅの周辺環境に異常が発生したととき。 (13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とよび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) 3 (変更なし)			
であっても特別の措置を行ったとき。 (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14) その他国に報告する事項		_	
たとき。		= = 	
(11)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす (10)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。 (11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13)その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅび事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし)			
害が発生したとき。 (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) (立入調査等) (3) その他国に報告する事項 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) (3) その他国に報告する事項 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営をは、乙に対してもんじゅの保守運営をは、乙に対してもんじゅの保守運営をは、乙に対してもんじゅの用辺環境に関し報告を求め、またはもんじゅの周辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの保守運営をは、乙に対してもんじゅの用辺環境をは、乙に対してもんじゅの保守運営をは、乙に対してもんじゅに立入調査することができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことができる。ことがで	- T	_ 3	
(12) 放射性物質の盗取または所在 不明が生じたとき。 (13) もんじゅの周辺環境に異常が 発生したとき。 (14) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす			
不明が生じたとき。			
菜生したとき。 (14) その他国に報告する事項 菜生したとき。 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営はよび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 またはもんじゅに立入調査することができる。 2 不は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす 3 (変更なし)			
(14) その他国に報告する事項 (13) その他国に報告する事項 (立入調査等) (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 2 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 3 (変更なし)	<u>(13)</u> もんじゅの周辺環境に異常が	<u>(12)</u> もんじゅの周辺環境に異常が	
(立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす (立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営をおよび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし)	発生したとき。	<u> </u>	
第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保事業に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし)	<u>(14)</u> その他国に報告する事項	<u>(13)</u> その他国に報告する事項	
第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保事業に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし)			
第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保守運営とは、乙に対してもんじゅの保事業に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし)		/ I> = =	
たはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす たはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とおび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営とおよび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし)			
は、乙に対してもんじゅの保守運営 に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。			
 に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 立よび廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) 			
に立入調査することができる。 またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 2 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、この保安関係の規程に従うものとす。 3 (変更なし)			・「肉止世器」を追
2 乙は、前項の立入調査等に協力し なければならない。 3 第1項の規定により立入調査を する者は、その安全確保のため、乙 の保安関係の規程に従うものとす			* · · · · · · · · · · · ·
2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 2 (変更なし) 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとす 3 (変更なし)			HT.
なければならない。 3 第1項の規定により立入調査を 3 (変更なし) する者は、その安全確保のため、乙 の保安関係の規程に従うものとす	2 乙は、前項の立入調査等に協力し	_	
3 第1項の規定により立入調査を する者は、その安全確保のため、乙 の保安関係の規程に従うものとす		(500)	
する者は、その安全確保のため、乙 の保安関係の規程に従うものとす		3 (変更なし)	
る。	の保安関係の規程に従うものとす		
<u> </u>	る。		

	# (TA00 F 10 B F B 14 P)	/#: +y.
旧(平成17年5月16日改定)	新 (平成 29 年 12 月 5 日改定)	備考
(立入調査の同行) 第9条 甲は、前条第1項の立入調査 を行う場合において、もんじゅの保 守運営に起因して、地域住民の健康 および生活環境に著しい影響を及 ぼしたとき、または著しい影響を及 ぼすおそれがあるときは、甲が認め た地域住民の代表者を同行するこ とができるものとする。 2 前条第3項の規定は、前項に規定	(立入調査の同行) 第9条 甲は、前条第1項の立入調査 を行う場合において、もんじゅの保 守運営 <u>および廃止措置</u> に起因して、 地域住民の健康および生活環境に 著しい影響を及ぼしたとき、または 著しい影響を及ぼすおそれがある ときは、甲が認めた地域住民の代表 者を同行することができるものと する。 2 (変更なし)	・「廃止措置」を追記
する者について準用する。 (適切な措置) 第10条 甲は、次の各号のいずれかに 該当するときは、国を通じ、または 東海スに対し、原ス炉の運転停止な	(適切な措置) 第10条 甲は、次の各号のいずれかに 該当するときは、国を通じ、または	・「匠フሎの字だ体
直接乙に対し、原子炉の運転停止を 含む原子炉施設等の使用制限、施設 および運用方法の改善その他適切 な措置を講ずることを求めること ができる。 (1)第8条第1項の規定による立入 調査の結果、周辺環境またはもん	直接乙に対し、原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。 (1)(変更なし)	・「原子炉の運転停 止を含む」を削 除
じゅ従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (2)事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必	(2) (変更なし)	
要があると認められるとき。 (3)他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。	(3) (変更なし)	
2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。	2(変更なし)	
(運転再開の協議) 第11条 乙は、次の各号のいずれかに 該当するときは、原子炉の運転の再		・運転再開の協議 を削除

	# (T+00 F 10 B F B 74 F)	/#: +y.
旧 (平成17年5月16日改定) 開について、事前に甲と協議しなければならない。 (1)第10条第1項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。 (2)原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。	新 (平成 29 年 12 月 5 日改定)	備考
(損害の補償) 第 <u>12</u> 条 乙は、もんじゅの保守運営に 起因して地域住民に損害を与えた 場合は、直ちに損害の拡大を防止す るための対策その他必要な措置を 講ずるとともに、誠意をもって補償 しなければならない。	(損害の補償) 第 <u>11</u> 条 乙は、もんじゅの保守運営 <u>お</u> <u>よび廃止措置</u> に起因して地域住民 に損害を与えた場合は、直ちに損害 の拡大を防止するための対策その 他必要な措置を講ずるとともに、誠 意をもって補償しなければならな い。	・「廃止措置」を追記
(原子力防災対策) 第 <u>13</u> 条 乙は、原子力防災対策の充実 および強化を図るとともに、その実 効性を高めるため、的確かつ迅速な 連絡体制の整備および教育訓練を 実施しなければならない。 2 乙は、甲が実施する地域防災対策 に積極的に協力しなければならない。	(原子力防災対策) 第 <u>12</u> 条(略)	
(公衆への広報) 第 <u>14</u> 条 乙は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。	(公衆への広報) 第 <u>13</u> 条(略)	
(連絡の方法) 第 <u>15</u> 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第3条、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第 <u>3</u> 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。	(連絡の方法) 第 <u>14</u> 条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1)第3条、 <u>第3条の2、</u> 第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第 <u>2</u> 号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。	・第3条の2の追 加に伴う変更

旧 (平成17年5月16日改定)	新 (平成 29 年 12 月 5 日改定)	備考
(2) 第7条および前条に掲げる事項 については、速やかに連絡後、文 書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、 甲および乙が協議して、別に定め るものとする。	(2) (変更なし) (3) (変更なし)	
(連絡の発受信者) 第 <u>16</u> 条 甲および乙は、相互の連絡を 円滑に行うため、発受信責任者を定 めるものとする。	(連絡の発受信者) 第 <u>15</u> 条(略)	
(協定書の改定) 第 <u>17</u> 条 この協定書に定める事項に ついて、改定すべき事由が生じたと きは、甲乙いずれからでもその改定 を申し出ることができるものとす る。この場合において、甲および乙 は、誠意をもってこの協定書の改定 について協議するものとする。	(協定書の改定) 第 <u>16</u> 条(略)	
(覚書) 第 <u>18</u> 条 この協定の施行に必要な細 目については、甲および乙が協議の 上、別に覚書で定めるものとする。	(覚書) 第 <u>17</u> 条(略)	
(疑義または定めのない事項) 第 19 条 この協定書に定める事項に ついて疑義が生じたとき、またはこ の協定書に定めのない事項につい ては、甲および乙が協議して定める ものとする。	(疑義または定めのない事項) 第 <u>18</u> 条 (略)	

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置等に関する協定書

福井県および敦賀市(以下「甲」という。)と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「乙」という。)は、政府の「もんじゅの廃止措置に関する基本方針」およびこれに基づく乙の「もんじゅの廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、政府の積極的な支援を得て、乙が実施する高速増殖原型炉もんじゅの原子炉施設に係る廃止措置に関し、当該廃止措置等に係る特有の課題に適切に対処し、当該原子炉施設の廃止措置等に係る安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するため、次のとおり協定する。

(廃止措置等における乙の責務)

- 第1条 乙は、廃止措置の計画の実施に当たっては、期限を付した工程を明らかにし、安全かつ速やかな実施およびこれに伴う環境の保全に万全を期さなければならない。
- 2 乙は、廃止措置の実施に当たり、立地地域に大きな影響が生じること のないよう、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない。

(廃止措置等に係る報告等)

- 第2条 乙は、前条の廃止措置等の実施状況について、定期にまたは甲の 求めに応じて、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項の報告に当たり、特に使用済および未使用の燃料ならびに 冷却材であるナトリウムについては、この協定の締結の日から一年後に 提示することになる処理処分の方策や技術的課題を報告する。また、乙 は、取出しから県外搬出についてその後の詳細な工程を定め、当該工程 の進捗状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙からの前二項の報告および政府と甲による「もんじゅの廃止 措置に係る連絡協議の場」における政府の説明に関し、必要があると認 めるときは、乙に対し適切な対応を求めることができる。この場合にお いて、乙は、政府に報告をし指導を受け、誠意をもって必要な廃止措置 等に関する対応を行わなければならない。
- 4 乙は、廃止措置等の工程に影響を与えるおそれのある事象が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(廃止措置に伴う安全対策)

- 第3条 乙は、廃止措置に伴い発生する解体廃棄物、粉塵、廃液等の放射性廃棄物について、発生量の低減を図るとともに、汚染の除去、拡散または漏えいの防止等の安全対策を適切に講じなければならない。
- 2 乙は、放射性廃棄物の放射能汚染の程度に応じ、区分保管、減容等を 実施するとともに、計画的な搬出を行う等適切に処理しなければならな い。

- 3 乙は、使用済および未使用の燃料ならびに冷却材であるナトリウムについては、前条第二項に定める工程に基づき、安全かつ速やかに県外に搬出するものとする。
- 4 乙は、前三項に定める措置を着実に実施するため、安全管理体制の充実強化に努めなければならない。

(廃止措置に伴う環境保全対策)

- 第4条 乙は、廃止措置に起因する大気または土壌の汚染、水質の汚濁等 の公害の防止に関し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物以外の廃棄物については、 可能な限り再利用を進めるとともに、再利用が困難な場合は、産業廃棄 物として適正に処分しなければならない。

(地域振興対策)

- 第5条 乙は、国、内外の大学および研究機関ならびに地元企業等と連携 し、原子力・エネルギーに関する国際的な研究開発および人材育成に努 め、「エネルギー研究開発拠点化計画」を積極的に推進しなければなら ない。
- 2 乙は、廃止措置に係る工事その他の具体的な作業内容、実施時期等に 関する計画を作成、公表し、地元企業の発展および地元雇用の促進に努 めるものとする。

(住民への理解活動)

第6条 乙は、廃止措置計画の内容および廃止措置の実施状況、安全対策、 環境保全対策、地域振興対策について、地域住民の理解を深めるため継 続的な広報活動に努めなければならない。

(協定書の改定)

- 第7条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。 この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。
- 2 甲および乙は、政府から「もんじゅの廃止措置に関する基本方針」に 基づき、この協定の締結の日からおおむね五年後に示すこととなる使用 済および未使用の燃料ならびに冷却材であるナトリウムの県外搬出の 計画が提示されたときは、この協定書の改定について協議するものとす る。

(疑義または定めのない事項)

第8条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの 協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるもの とする。